**標津町いじめ防止基本方針**

**令和６年３月改定**

**標津町教育委員会**

**標津町いじめ防止基本方針**

**はじめに**

**いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。**

**いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。**

**この基本的な方針は，児童生徒の尊厳を保持する目的の下，標津町，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，国の「いじめ防止対策推進法」第１１条第１項の規定に基づき，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。**

**平成 25 年に上記推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、全道、全国では未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、**

**①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、**

**②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、**

**③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、**

**④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、**

**が求められているところです。**

**標津町では、これらの方向性をふまえ、「標津町いじめ防止基本方針」を見直しました。この基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、安全・安心の中で健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。**

**目　　次**

**はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １**

**Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　　　　 　 　３**

**１　いじめの防止等に関する基本的な考え方**

**（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念**

**（２）いじめの定義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４**

**（３）いじめの内容**

**（４）いじめの要因　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５**

**（５）いじめの解消　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６**

**２　学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割　　　　　　　 　　 　　７**

**（１）学校及び学校の教職員の責務**

**（２）保護者の責務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９**

**（３）地域の役割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10**

**３　標津町教育委員会としての責務**

**（１）学校の設置者としての責務**

**（２）町立学校への指導、助言、援助　　　　　　　　　　　　　　　　　11**

**Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項　　　　　　　 　　　　12**

**１　基本方針の策定と組織の活用**

**（１）標津町いじめ防止基本方針の策定**

**（２）標津町いじめ問題対策連絡協議会の設置について**

**２　教育委員会が実施する具体的施策**

**３　学校が実施すべき施策　 13**

**（１）学校いじめ防止基本方針の策定**

**（２）いじめ防止等の対策のための組織と計画　 14**

**（３）いじめに関する生徒指導の重層的支援　 16**

**（４）いじめ防止につながる発達支持的生徒指導　 17**

**（５）いじめの未然防止教育　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　18**

**（６）いじめの早期発見対応 20**

**（７）重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導　 22**

**（８）関係機関との連携体制　 23**

**４　重大事態への対処　 24**

**（１）いじめの重大事態の定義**

**（２）これまでいじめの重大として扱った事例**

**（３）教育委員会等への報告・調査　　　　　　　　　　　　　　　　　　25**

**（４）調査結果の報告　 26**

**Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

**１　いじめの防止等に関する基本的な考え方**

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、標津町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

**（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念**

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

○ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

**＜いじめ防止対策推進法の基本的な方向性＞**

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、（中略）いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」（いじめ防止対策推進法　第１条　目的）

上記のように、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

いじめ防止対策推進法の基本的な方向性は、

• 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと

• 重大事態への対処（いじめの重大事態調査を含む。）において公平性・中立性を確保することにあります。

そのことを踏まえ、各学校は、

① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し

② いじめ防止のための実効性のある組織の構築

③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応

を行うことが義務付けられました。

また、法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが必要です。

**（２）いじめの定義**

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係１にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

**（３）いじめの内容**

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○ 仲間はずれ、集団による無視をされる

○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○ 金品をたかられる

○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

**＜いじめ事案として、 警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例＞**

○ 強制わいせつ（刑法第176条）

断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○ 自殺関与（刑法第202条）

同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。

○ 暴行（刑法第208条）

同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。

○ 脅迫（刑法第222条）

裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○ 強要（刑法第223条）

遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

○ 恐喝（刑法第249条）

断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

○ 児童ポルノ提供等 （児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）

スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、 その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

**（４）いじめの要因**

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、い

じめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

○ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュア

ルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりすると

いった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な

背景から、様々な場面で起こり得る。

○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったり

する「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や

部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻

化したりもする。

**＜いじめの衝動を発生させる要因＞**

いじめに繋がる衝動を発生させる要因としては、次のようなものが挙げられます。

①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようと

する）

②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から

外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

③ねたみや嫉妬感情、

④遊び感覚やふざけ意識、

⑤金銭などを得たいという意識、

⑥被害者となることへの回避感情、

　そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係

をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学

習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめは十分に起こり得るものです。

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一

人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、

それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは容易ではありません。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことできず、いじめは十分に起こり得るのです。

**（５）いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

**ア　いじめに係る行為が止んでいること**

　被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、標津町教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

**イ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

　　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

　学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

　いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

　いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合十分にあり得ることをふまえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

**２****学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割**

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

**（１）学校及び学校の教職員の責務**

**ア 学校の責務**

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

○ 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働

や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

○ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

○ 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

○ 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

○ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

○ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

○ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

○ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

○ 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

**イ 教職員の責務**

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

○ 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

○ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○ 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○ 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

○ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

**（２）保護者の責務**

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

○ 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

○ 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

○ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

○ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。

○ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、 心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。

○ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

**（３）地域の役割**

標津町民及び事業者においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

○ 標津町民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。

○ 町民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。

○ 町民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。

○ 町民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。

○ 町民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。

○ 町民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。

○ 町民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

**３　標津町教育委員会の責務**

標津町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、各学校や家庭、地域住民等との緊密な連携の下、標津町全体で取組を進めます。

**（１）学校の設置者としての責務**

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。標津町においては、「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、次の取組を進めます。

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を継続して行うよう指導する。

・基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知

・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取

・学校評価を活用した基本方針の見直し

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。

・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象とした調査等の工夫改善

・いじめアンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること

・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。

・いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実効的な対応を進めること

○ 標津町教育委員会は、町立学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。

○ 標津町教育委員会は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進める。

○ 標津町教育委員会は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

**（２）町立学校への指導、助言、援助**

標津町教育委員会では、北海道教育委員会と連携しながら、町立学校に対して、 必要な指導、助言又は援助等を行います。

○ 標津町教育委員会は、いじめの問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組について指導、助言を行う。

○ 標津町教育委員会は、いじめの問題についての町立学校の取組状況、児童生徒の状況に係る調査結果をふまえて必要な指導、助言を行う。

○ 標津町教育委員会は、町立学校が、いじめの防止等のための基本方針を策定する際やいじめの問題に対処する組織を設置する際に、必要な指導、助言を行う。

○ 標津町教育委員会は、町立学校が、いじめの防止等のための取組を進める際に、必要な指導、助言を行う。

○ 標津町教育委員会は、いじめの問題の対処について、適正な処理を図るため、町立学校に必要な報告を求め、適切な指導、助言又は援助を行う。

**Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する****事項**

**１　基本方針の策定と組織の活用**

**（１）標津町いじめ防止基本方針の策定**

国の基本方針においては、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。」とあり、「北海道いじめの防止等に関する条例」も参考にしながら「標津町の基本方針」を策定しています。

**（２）標津町いじめ問題対策連絡協議会の設置について**

国の「**いじめ防止対策推進法」**第１４条には「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」とありますが、本町においては、既に存在している「標津町青少年問題協議会」にその役割を担わせることで、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行ってまいります。

**２　教育委員会が実施する具体的施策**

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

○　標津町教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科　道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

○　標津町教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。

○　標津町教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

○　標津町教育委員会は、設置する学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。

・過ごしやすい学校づくりリーダー会議の開催等

○　標津町教育委員会は、設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行う。

○　標津町教育委員会は、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○　標津町教育委員会は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。（標津こども園・川北こども園）

また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

**３　学校が実施すべき施策**

学校においては、法や国の基本方針、道の条例や標津町の基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

**（１）学校いじめ防止基本方針の策定**

町立学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「標津町の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

○　町立学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針

・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）

・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示

・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）

・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定

・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組

・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画

・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

・「学校いじめ対策組織」を中心としたＰＤＣＡサイクルによる点検、見直しの取組

○　町立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

・町立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○　町立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。

　　　また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設け

るなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努め

る。

○　町立学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を、学校便り等に記載し配布及び学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

○　町立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

　　　また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察

への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

**（２）いじめ防止等の対策のための組織と計画**

**ア　組織の設置**

法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられています。法第 22 条において、「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と規定されています。しかし、いじめへの対応において、組織が効果的に機能していないために重大事態が引き起こされるケースが見られることから、学校内外の連携に基づくより実効的な組織体制を構築することが課題となっています。

**イ　組織の構成**

いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められます。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを、改めて認識する必要があります。

学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠です。

組織の構成メンバーは、校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、 学校の規模や実態に応じて決定します。さらに、心理や福祉の専門家である SC やSSW、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な視点からの状況 の評価や幅広い対応が可能になります。

また、生徒指導部や生徒指導委員会などの既存組織を活用して法に基づく組織として機能させることも可能ですが、学校いじめ対策組織としての会議であるという自覚の下で協議したり、年間計画に位置付けて定例会議として開催したりする必要があります。

**ウ　組織の役割**

学校いじめ対策組織の具体的な役割は、主に以下の５つとなります。

① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成・実行の中核的役割を果たします。加えて、校内研修の企画・実施も重要な役割です。

② いじめの相談・通報の窓口になります。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有します。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備することが重要です。

③ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をします。

④ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担います。

⑤ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなります。

**エ 実効的な組織体制**

学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図ることが大切です。また、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ｣と思える、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。

加えて、児童生徒や保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組（全校集会の際にいじめ防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられれば、早期発見・早期対応が可能になります。

**オ 年間指導計画**

学校いじめ防止基本方針は行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが不可欠です。特に、道徳教育をはじめ、人権教育や法教育、体験活動など、教育活動全体を通して、児童生徒が、いじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画し、議論し、実行するような取組を推進することが、未然防止につながります。

学校いじめ防止基本方針は、「学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけていくのか」、「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」、「保護者や地域の人々、関係機関は、どのように協力すればよいのか」ということが分かる内容を含むものでなければなりません。したがって、各学校が、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、児童生徒の声を聞き、保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、 自ら問い直す姿勢が求められます。

**（３）いじめに関する生徒指導の重層的支援構造**

法第８条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、生徒指導の４層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。

具体的には、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

**（４）いじめ防止につながる発達支持的生徒指導**

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。したがって、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができます。児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要です。

また、市民性を育む教育を行うことも重要です。いじめ防止につながるという視点からは、発達段階に応じた法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるとともに、学校に市民社会のルールを持ち込むことも必要です。その際、児童生徒のみならず、教職員も保護者も、学校に関係する地域の人々も、市民社会のルールを尊重することが求められます。

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要です。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要です。

**ア「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す**

集団教育の場である学校、学級・ホームルームにおいて凝集性を高めることは必要で

すが、行きすぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなりかねません。教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけることが大切です。

**イ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする**

　学力以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中

になれることを、学校生活において、どれだけ提供することができるのかが重要です。自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じて初めて、学校が居場所であると思えるようになります。

**ウ「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む**

　自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の

役に立っていると実感することによって育まれると考えられます。例えば、積極的に「異年齢交流」に取り組むことで、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったという報告もあります。お互いに助け合いながら、学級・ホームルームの係活動や児童会・生徒会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童生徒自身が考える機会を用意することも大切です。

**エ「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す**

　困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼

ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を大きく左右します。成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩であると理解することが大切です。「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築くことが求められます。

国の基本方針において、「いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。」と指摘されています。いじめ防止につながる発達支持的生徒指導が目指すものは、児童生徒一人一人が、お互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができるようになり、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担う大人になることであると言えるでしょう。

**（５）いじめの未然防止教育**

いじめの未然防止教育においては、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われます。 その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、 生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切です。

**ア いじめる心理から考える未然防止教育の取組**

いじめる心理を考えるとき、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものが

ある訳ではなく、おそらく一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになると捉えることができます。「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているはずなのにもかかわらず、小４～中３までの６年間を追跡すると、９割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要です。学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められます。

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじ

めに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいるこ

とが少なくないと思われます。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になります。児童生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要です。

**イ いじめの構造から考える未然防止教育の方向性**

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありま

せん。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が　　現れるかどうかがポイントになります。

日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを考え

ると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要です。特に、児童生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られます。そこに被害回避感情が重なる と、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなります。学級・ホームルーム 担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から 「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になります。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことも重要です。

**ウ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育**

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は

言うまでもありません。しかし、改めて、児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。そのような視点から、発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、未然防止教育として重要です。

**（６）いじめの早期発見対応**

**ア いじめに気付くための組織的な取組**

日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多

く、また、同じ学級・ホームルームに加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気付くことができなかったり、学級・ホームル－ム担任の抱え込みから事態が深刻化してしまったりするケースも少なくありません。

これまで個々の教職員のいじめに対する感度を高める取組を行ってきましたが、個人差もあり、組織的な気付きを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢が不十分な学校も見受けられます。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。

さらに、最近では、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。

主ないじめ発見のルートとしては

• アンケート調査

• 本人からの訴え

• 当該保護者からの訴え

• 担任による発見などが挙げられます。

アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要です。

なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要です。

さらに、児童生徒に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切です。 また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要です。学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になります。

**イ いじめへの対応の原則の共通理解**

**① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア**

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下のような点に留意することが必要です。

•「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと

• いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること

• 大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと

•「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

**② 被害者のニーズの確認**

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と 被害者のニーズを確認します。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

**③ いじめ加害者と被害者の関係修復**

対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える 不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切です。

加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になります。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れてはなりません。

**④ いじめの解消**

対応の第四歩としては、いじめの解消を目指します。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められます。解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要です。そうでないと、被害者が自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねません。

**（７）重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導**

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められます。

いじめの問題が複雑化し、**対応が難しくなりがちなケース**として、一般的には、次のような状況が考えられます。

**ア 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ**

**イ 閉鎖的な部活動内でのいじめ**

**ウ 被害と加害が錯綜しているケース**

**エ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース**

**オ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状況にある場合**

**カ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）**

**ケース**

**キ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース**

**ク 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース**

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められます。

**＜ケース会議の流れ＞**

**①アセスメント**（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、

**②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニング**を行います。

ケース会議後に、

**③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明**し、同意を得た上で、

**④指導・援助プランを実施**し、さらに、

**⑤モニタリング**（３か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的 状態の把握等）を行う。

ケース会議の際、特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害児童生徒本人及び保護者の同意の確認、などに留意することが必要です。 なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要です。

また、いじめが認知された後の対応として、

**⑥教育委員会等への報告**、及び

**⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管**を行うことも不可欠です。

**（８）関係機関との連携体制**

**ア　関係者の連携・協働によるいじめ対応**

法において、いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、 助言等は、関係者の連携の下、適切に行われるように努めなければならないと明記されています。社会総がかりでのいじめの防止を目指す上では、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも示されています。いじめに関する事象の発生を把握した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等との連携が図れるように、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。各地区の「学校運営協議会」や標津町の「標津町青少年問題協議会」などが、そのような場として機能することが期待されます。

**イ　保護者・地域の人々との連携**

**① 保護者との連携**

学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見されます。 特に、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくありません。また、重大事態調査において、加害者の保護者からの協力が得られない場合も見られます。その背景の一つとして、法が保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」と、厳しく指導する側面を強調し、「いじめをしない子供」に育つように成長支援という視点から働きかける方向性が弱いことが考えられます。加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導することが求められます。

被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要です。

**② 地域の人々との連携**

子供は家庭だけでも、学校だけでも育つものではありません。両者の連携に加えて、地域の力が不可欠です。国の基本方針においても、いじめの防止について、「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されています。地域が一体となって学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校協働活動」や、保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の取組が少しずつ進められています。家庭で多様な人間関係を経験することが難しい子供たちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになります。PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することが、いじめのない温かな社会を築く大きな一歩になるのです。

**４　重大事態への対処**

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

**（１）いじめの重大事態の定義**

いじめの重大事態とは、

• いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

（法第 28条第１項第１号）

• いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第２号）

を指します。

前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされています。これらの原因として、いじめ（疑いも含む。）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

第２号は不登校の基準の年間 30 日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要があります。調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることが目的です。

**（２）これまでいじめの重大事態として扱った事例（各教育委員会）**

下記はあくまでも例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意してください。

ア　児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

イ　心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

エ　いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である３０日には達していない）当該校へは復帰が

できないと判断し、転学（退学等も含む）した。

**（３） 教育委員会等への報告・調査**

町立学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。なお、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、 重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

教育委員会は標津町長に報告するとともに、調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについての判断をします。１号は教育委員会等、２号は学校が調査主体になることを原則としますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行います。

なお、「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」解明することです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められます。



**（４） 調査結果の報告**

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、個人情報保護を楯に説明を怠ることは避けなければなりません。 調査結果については、学校若しくは直接調査に当たった教育委員会等の附属機関（常設若しくは新たに設置された第三者委員会等）から教育委員会等に、教員委員会等から町長に報告されます。

部局との連携を強化するためには、教育委員会会議のみならず、総合教育会議に附議し、いじめ事案への対応に関する改善の方向性等を検討することも考えられます。報告を受けた町長が必要と認めるときには、調査結果についての調査を行うことになります。

学校・教育委員会等は、再調査が行われる場合には、調査主体の指示の下に資料を提出するなど調査に協力しなければなりません。

なお、学校及び教育委員会等は、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要があります。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められます。